

令和 6 年 議案第 5 号

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、奨学金の申請の電子化に伴う申請様式の見直しに伴い、
必要があるからである。

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 奨学金の申請の電子化に伴う申請様式の見直しに伴い、必要な改正を行う。

【内 容】 1 様式の簡素化（様式第1号関係）
履歴書（様式第3号）を廃止し、奨学金支給申請書（様式第1号）に履歴事項の記載欄を追加し、1つにまとめる。

2 添付書類の省略規定の追加（第3条関係）

教育委員会が添付書類により証明すべき事実（住民票情報及び所得情報）を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる規定を追加する。

【施行期日】 令和6年3月1日

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部を改正する規則

みよし市奨学金の支給に関する規則（平成27年みよし市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削り、同条第5号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 同一世帯内で所得のある者全員の所得状況を証明する書類

(7) その他教育委員会から提出を求められた書類

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、同項第5号及び第6号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

第4条中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第5条中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

第6条中「保証人」を「保護者」に改める。

第7条中「様式第7号」を「様式第6号」に、「保証人」を「保護者」に改める。

第8条第2号中「(様式第4号)」を削る。

第9条第1項中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

みよし市奨学金支給申請書

年 月 日

みよし市教育委員会 様

奨学金の支給を受けたいので、みよし市奨学金の支給に関する規則に基づき申請します。

申請者 (本人)	ふりがな 氏名		生年 月 日	年 月 日		
	住所	〒 電話 () -				
	在学(予定)学校名 (年4月1日現在)	☐ 国公立 ☐ 私立 (学部 学科 学年)				
	入学(予定)年月日	年 月 日	修業年限	年		
履 歴	学 校 名 ・ 職 業			学 歴 ・ 職 歴		
保護者	ふりがな 氏名		生年 月 日	年 月 日	申請者 との続柄	
	住所	〒 電話 () -				

注 保護者は必ず父又は母とし、父母がいない場合のみ、祖父母又は18歳以上の兄姉を記入してください。

以上の家族がいない場合は、これに準ずる人をご記入ください。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とする。

様式第6号中「保証人」を「保護者」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号を様式第6号とし、様式第8号を様式第7号とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(奨学金申請の手続) 第3条 奨学金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 家庭等状況調査書 (様式第3号) (5) 略 (6) 同一世帯内で所得のある者全員の所得状況を証明する書類 (7) その他教育委員会から提出を求められた書類 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、同項第5号及び第6号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。 (奨学生の認定) 第4条 教育委員会は、奨学金の支給を受ける者 (以下「奨学生」という。) を、教育委員会で審査及び認定し、奨学生認定通知書 (様式第4号) により、本人にその旨を通知するものとする。 (入学許可書の写し等の提出) 第5条 奨学生に認定された者は、入学決定後、入学許可書の写し及び誓約書 (様式第5号) を教育委員会に提出しなければならない。 (奨学金の支給) 第6条 奨学金は、7月、11月、3月にそれぞれ以前の4月分を本人又は保護者に支給する。 (異動の届出) 第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金異動届 (様式第6号) により、本人又は保護者からその事由の生じた日から10日以内に教育委員会に届け出なければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 本人又は保護者の現住所に異動があったとき。 (4) 略 (継続手続) 第8条 奨学生は、奨学金の支給を継続して受けようとする場合は、毎年教育委員会が指定する日までに次の各号の書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会は、特に、やむを得ない事情があると認めたる場合は、提出期限の延長を認めることができる。 (1) 略 (2) 家庭等状況調査書 (3) 略 (奨学金の停止等の決定) 第9条 教育委員会は、奨学金の支給の停止、取消し又は額の変更の措置を行ったときは、奨学金支給停止 (取消し・	(奨学金申請の手続) 第3条 同左 (1)～(3) 略 (4) 履歴書 (様式第3号) (5) 家庭等状況調査書 (様式第4号) (6) 略 (奨学生の認定) 第4条 教育委員会は、奨学金の支給を受ける者 (以下「奨学生」という。) を、教育委員会で審査及び認定し、奨学生認定通知書 (様式第5号) により、本人にその旨を通知するものとする。 (入学許可書の写し等の提出) 第5条 奨学生に認定された者は、入学決定後、入学許可書の写し及び誓約書 (様式第6号) を教育委員会に提出しなければならない。 (奨学金の支給) 第6条 奨学金は、7月、11月、3月にそれぞれ以前の4月分を本人又は保証人に支給する。 (異動の届出) 第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金異動届 (様式第7号) により、本人又は保証人からその事由の生じた日から10日以内に教育委員会に届け出なければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 本人又は保証人の現住所に異動があったとき。 (4) 略 (継続手続) 第8条 同左 (1) 略 (2) 家庭等状況調査書 (様式第4号) (3) 略 (奨学金の停止等の決定) 第9条 教育委員会は、奨学金の支給の停止、取消し又は額の変更の措置を行ったときは、奨学金支給停止 (取消し・

改正案

様式第3号 (第3条関係)

履歷書

年
月
日

[illegible]

歷職

みよし市奨学金の支給に関する規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
様式第3号 (第3条関係) 略 様式第4号 (第4条関係) 略 様式第5号 (第5条関係) 略 みよし市教育委員会 様 年 月 日 本人住所 氏名 保護者住所 氏名 私は、このたびみよし市奨学金の支給に関する条例により、奨学生に認定されましたので、同条例を誠実に遵守するとともに、常に学業に励み、人格向上に努め、健康に留意し、奨学生としての本分を尽くすことを誓約いたします。	様式第4号 (第3条関係) 略 様式第5号 (第4条関係) 略 様式第6号 (第5条関係) 略 みよし市教育委員会 様 年 月 日 本人住所 氏名 保証人住所 氏名 私は、このたびみよし市奨学金の支給に関する条例により、奨学生に認定されましたので、同条例を誠実に遵守するとともに、常に学業に励み、人格向上に努め、健康に留意し、奨学生としての本分を尽くすことを誓約いたします。 様式第7号 (第7条関係) 略 様式第8号 (第9条関係) 略